労働組合法獲得運動に関する件

労働組合法獲得に関する指令

【理由】

政府は第五十一議会に多少進歩的なりと言はれし、社会局原案を修正改悪し全く現在の労働組合を去勢し戦闘的団体としての機能を変質せしめんとする労働組合法案を提出した。
然るに第五十一議会に於ては議会閉会期日切迫のため遂に審議されず政府当局は第五十二議会に必ず提出すべきことを言明した。然るに資本家団体はこの修正改悪されし政府原案をその提出に先だち更に一層改悪して労働組合を資本家の御用団体たらしめんと運動しつゝある。
従って吾々労働階級は政府案の明示されたる今、その反対運動を起すより、寧ろ次に明確なる吾等の要求する労働組合法の獲得運動を起すことが、運動上有効であり一般労働大衆への宣伝に際して労働団体の幾類を集める所以なりと信ず。
故に本中央委員会は労働組合法獲得の大衆運動を左の方法によって起すことを決議し左の指令を発する。

一 獲得すべき組合法の目標(スローガン)

組合法に対する我等の要求は労働組合の組織と活動の完全なる自由を確保することである。この要求を第五十一議会に於て政府が提出せる労働組合法案に就て具体的に示すならば次の如き点の反対である。

一 法人資格の反対

一、各地方ノ党支部又ハ支部聯合会の要求を党本部が承認し諸請願運動を党本部の政策として採用することを決議した場合は「請願運動地方実行委員会」は党本部の方針に基き運動を支持し其の全活動を集中すること

二、党本部が請願運動を起すことを拒絶したる場合は「請願運動地方実行委員会」は直ちに全国的実行委員会に結合し請願運動を全国的に統一指導する機関となり最後まで戦ふべきである

一、注意すべき点

一、地方に依つて事情を異にするであろうが、この運動は即時実行に着手すること

二、党本部の態度如何に拘らずこの運動は遂行しなければならぬ、

三、此の運動を起す理由を大衆に明確に示さなければならぬ

三、請願運動スローガン

議会解散 新選挙法による総選挙の即時実施

団結権 罷業権の確保、耕作権の確立

完全なる組合法の獲得

言論 集会 結社の自由、